平成２２年（フ）第１４０号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯３丁目47番１号
債務者　横山　艶子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１７号
岩手県花巻市大通り２丁目３番16号
債務者　福田　照明
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第４７４号
秋田県男鹿市野石字大場沢24番地１
債務者　小坂　佳苗
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８０号
秋田市四ツ小屋字中野57番地２　アーバンティ加藤Ａ―201
債務者　高野　　謙
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８７号
秋田市四ツ小屋字中野70番地13
債務者　阿部　祐子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９０号
秋田市仁井田新田１丁目10番23号
債務者　植松　伸一
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９２号
秋田市仁井田福島１丁目21番12号　メゾンＭ＆Ｍ101、前住所山形県鶴岡市茅原字西茅原101―４　新世紀ハイツW103
債務者　佐藤　一大
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９号
茨城県龍ケ崎市城ノ内１丁目４番地６
債務者　古田　勝代
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第３２号
茨城県龍ケ崎市城ノ内３丁目１番地104
債務者　吉原　辰男
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第３３号
茨城県龍ケ崎市城ノ内３丁目１番地104
債務者　吉原のり子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第３５号
茨城県取手市戸頭９丁目17番20号
債務者　吉田　清子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第３８号
茨城県守谷市大木232番地
債務者　須賀加代子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後２時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第４０号
茨城県守谷市けやき台５丁目３番地６コーポ守谷101号
債務者　宇都宮仁実
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第４１号
茨城県守谷市野木崎1607番地
債務者　蛯原　綾子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第４２号
茨城県牛久市柏田町3259番地18田山ハイツＢ101
債務者　福田　好江
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１６号
長野県岡谷市川岸上１丁目５番11号　片倉方４号棟
債務者　内藤　和子（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第１１５３号
兵庫県尼崎市武庫之荘本町２丁目19番５―307号
債務者　牛根　美樹
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係